

身体的拘束の最小化に向けた当院の方針と取組

基本方針

牧病院では、患者の尊厳と基本的人権を尊重し、患者本人または他の患者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないことを基本方針としています。

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たすことを確認し、必要最小限の方法・期間に限り実施します。

- ・切迫性：生命または身体に重大な危険が生じる可能性が高いこと
- ・非代替性：身体的拘束以外に安全を確保する方法がないこと
- ・一時性：一時的な実施であり、必要最小限の期間に限られること

実施した場合は、患者の状態を継続して確認し、早期解除に努めます。また、患者本人およびご家族等へ、必要性や方法などを説明します。

当院の主な取組

当院では、身体的拘束を最小化するため、次の取組を行っています。

- ・身体行動制限対策チームによる実施状況の把握と検討
- ・多職種による定期的なラウンド・カンファレンス
- ・身体的拘束に代わる見守り方法や療養環境の検討
- ・身体的拘束の必要性の定期的な再評価と早期解除
- ・職員を対象とした研修の実施
- ・身体的拘束の実施状況の集計、分析および院内共有

身体行動制限対策チームは、医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション職員、社会福祉士、医療安全管理者等で構成し、週1回のラウンド・カンファレンスや定期的な会議、年2回の職員研修を行っています。

また、身体的拘束を行う前に、患者の状態や行動の背景を確認し、環境調整、見守り、疼痛・排泄・不安への対応、薬剤の見直しなど、身体的拘束以外の方法を検討します。

身体的拘束実施率

対象月	2026 年 4 月	2026 年 5 月	2026 年 6 月
2 階病棟 (地域包括医療)	1.77%	5.97%	3.87%
3 階病棟 (地域包括ケア)	2.22%	8.66%	4.12%

※身体的拘束実施率は対象となる入院料の延べ算定日数に対する身体的拘束実施日数の割合(%)です。

※身体的拘束実施率は定期的に更新します。

2026 年 7 月 21 日

牧病院 身体行動制限対策チーム